

保守契約仕様書

1.件名

超電導 NMR 装置 年間保守契約 一式

2.概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子生命科学研究所 1 階に設置してある超電導 NMR 装置の保守作業を行う。

3.履行場所

千葉県千葉市稻毛区穴川 4-9-1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子生命科学研究所 1 階 X-111

4.履行期間

令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

5.検査条件

本仕様書に定めるところに従い作業が実施されたと量研が認めたことをもって検査合格とする。

6.システム保守作業の対象機器

(1)ブルカー社製 AVANCE NEO 400 型 NMR 装置 一式

(2)装置の内訳

1. AVANCE NEO 400 Nanobay 一式
2. 液体測定用プローブ 10mm BBO 一式
3. 測定用ワークステーション 一式
4. 窒素蒸発防止装置 一式

7.システム保守作業の仕様

(1)実施事項

1. 【分光計 AVANCE NEO 400 Nanobay】

リモートサポートサービス 必要に応じ実施

Team Viewer もしくは Webex で遠隔 サポートを実施

定期点検 年 1 回

点検表に基づく点検および調整作業

修理対応 随時

作業費及び使用部品を含む

2. 【液体測定用プローブ 10mm BBO 400】

定期点検 年 1 回

点検表に基づく点検および調整作業

修理対応 随時

作業費及び使用部品を含む

3. 【測定用ワークステーション】

定期点検 年 1 回

点検表に基づく点検および調整作業

修理対応 随時

作業費及び使用部品を含む

4. 【窒素蒸発防止装置】

定期オーバーホール

作業費及び使用部品を含む

(2) 保守作業時及び作業後の確認

受注者は、(1) に定める作業を行うにあたっては当機構担当職員立会いのもとに行い、定期点検、定期オーバーホール作業、修理作業完了時には、その都度、実施した作業に関するサービスレポートを提出し、当機構職員の確認を受けるものとする。

8. その他：

(ア)定期保守点検の実施日は、当機構担当職員と事前に協議して定めるものとする。

(イ)保守点検のため受注者が来所したときは、当機構担当職員に届けなければならない。

(ウ)点検に必要な光熱水料は当機構が負担する。

(エ)保守点検実施上疑義が生じたときは、その都度当機構担当職員と協議し、その指示に従う。 契約不適合責任については、契約条項による。

以上

要求者

部署名 量子生命科学研究所 量子生命スピングループ

量子超偏極 MRI チーム

氏名 高草木 洋一

以 上

(別紙様式 1 - 1)

選定理由書

1. 件名	超電導 NMR 装置 年間保守契約
2. 選定事業者名	ブルカージャパン株式会社
3. 目的・概要等	超電導 NMR 装置は量子生命科学研究所が保有する装置であり、量子生命科学研究所の中長期計画である「超高感度 MRI/NMR の応用開発」を遂行するため、安全で安定な運転を行う必要があることから、装置の故障及び事故などを未然に防止するとともに、当該装置の性能を維持する。
4. 希望する適用条項	契約事務取扱細則第 29 条第 1 項第 1 号ル (物件の改造、修理、保守、点検を当該物件の製造業者又は特定の技術を有する業者以外の者に施工させることが困難又は不利と認められるとき)
5. 選定理由	超電導 NMR 装置の保守点検に当たっては、製作者しか知り得ない設計・技術情報などが必要である。同装置はドイツの Bruker Bio Spin GmbH が製作した物であり、日本において、こうした情報等を有し本件作業を実施できる者は、同社の総代理店であるブルカージャパン株式会社のみである。このことから、ブルカージャパン株式会社を選定事業者とする。